

上里町地域防災計画

様式・資料編

令和5年3月

上里町防災会議

目 次

様式 1	県、他地方公共団体への応援要請文書	1
様式 2	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）	3
様式 3	町内の公共的団体への協力依頼文書	4
様式 4	避難者カード	5
様式 5	避難者名簿	6
様式 6	避難所日誌	7
様式 7	罹災証明書交付申請書	8
様式 8	発生速報	9
資料 1	上里町防災会議条例	13
資料 2	上里町災害対策本部条例	15
資料 3	上里町災害対策本部運営要領	16
資料 4	災害協定等一覧	17
資料 5	上里町の行政区	20
資料 6	上里町防災行政無線通信施設一覧表	21
資料 7	災害用備蓄品一覧表	26
資料 8	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	28
資料 9	要配慮者利用施設	30
資料 10	水防倉庫	33
資料 11	防災備蓄倉庫	33
資料 12	町内危険物施設現況表	34
資料 13	炊出し可能な公共施設	35
資料 14	医療・助産施設等	36
資料 15	応急清掃協力体制依頼先	37
資料 16	町所有車両及び上里分署車両	38
資料 17	町内小・中学校の施設概要	39
資料 18	各奉仕団体	40
資料 19	消防関係人員配置状況	41
資料 20	気象庁震度階級関連解説表	42
資料 21	被災者個人への融資等	47
資料 22	被災中小企業への融資	50
資料 23	被災農林漁業関係者への融資等	51
資料 24	被災者生活再建支援制度の概要	53
資料 25	埼玉県・市町村生活再建支援金の概要	55
資料 26	埼玉県・市町村家賃給付金の概要	57
資料 27	O I L と防護措置について	59
資料 28	災害情報伝達文（例）	61

様式1 県、他地方公共団体への応援要請文書

(その1 県への応援の要請)

年 月 日

埼玉県知事

様

上里町長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する人員又は物資、資財、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

(その2 他地方公共団体への応援要請)

年 月 日

様

上里町長

印

災害時の相互応援に関する協定書に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害及び被害が予想される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する期間
- 4 その他必要な事項

様式2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）

年 月 日

埼玉県知事

様

上里町長

印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- 4 その他参考となるべき事項

様式3 町内の公共的団体への協力依頼文書

年 月 日

様

上里町長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願について

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力の内容
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

様式4 避難者カード

避難者カード

当避難所に避難された方は、おそれ入りますが下記によりお名前等をお知らせ下さい。ご家族ごとに記入をお願いします。

住 所				避難所名	
電 話 ()				(記入不要)	
氏 名	続柄	性別	年齢	避難所に来た日時	備 考
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	

様式5 避難者名簿

避難者名簿

月 日 時現在

避難所名					開設期間		年 月 日 時から		年 月 日 時から	
							年	月	日	時
番号	住	所	氏	名	年 齢	性別	収 容 日 時	退 所 日 時	備 考	
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		
					歳	女・男	時 日分	時 日分		

様式 6 避難所日誌

避難所日誌

日付	事 項	措置の概案	扱 者	備 考

様式7 罹災証明書交付申請書

罹災証明書交付申請書

年 月 日

(あて先) 上里町長 様

[罹災者]

住所 上里町
ふりがな
 氏名
 電話

[申請者] 同上

住所 〒
ふりがな
 氏名
 電話
 罹災者との続柄 ()

このたび、 年 月 日に発生した により
 罹災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

罹災場所	上里町 (マンション等の名称)					
罹災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他()					
罹災時の住所	<input type="checkbox"/> 罹災者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()					
使用目的・提出 先					必要枚数	
罹災世帯 の構成員	続柄	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日
備考						
【自己判定方式にて交付を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 「準半壊」に至らない(一部損壊)という調査結果に同意します。 ※自己判定方式の場合、持参いただいた写真で被害判定を行うため。実地調査は行いません。 ※必要枚数が複数枚の場合2通目以降は原本証明となります。						

証明書郵送先 罹災者住所と同じ 申請者住所と同じ
 その他(〒 -)
 電話

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> その他()
-------	------------------------------	--------------------------------	-----------	---------------------------------

様式8 発生速報

様式第1号

発 生 速 報

市町村

消防本部

日 時 分受信	発信者	受信者
1 被害発生		
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する 措 置		
5 その他必要 事 項		

被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害報告	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害	区 分			被 害
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流失・埋没	ha
	行方不明者		人			冠水	ha
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	ha
		軽傷	人			冠水	ha
				道路被害	決壊	箇所	
					冠水	箇所	
住家被害	全壊 (焼) (流失)		棟	その他被害	文教施設		箇所
			世帯		病 院		箇所
			人		橋りょう		箇所
	半壊 (焼)		棟		河 川	箇所	
			世帯		砂 防	箇所	
			人		清掃施設	箇所	
	一部破損		棟		崖くずれ	箇所	
			世帯		鉄道不通	箇所	
			人		被害船舶	隻	
	床上浸水		棟		水道	戸	
			世帯		電話	回線	
			人		電気	戸	
床下浸水		棟	ガス	戸			
		世帯	ブロック塀等	箇所			
		人	り災世帯数		世帯		
非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟	り災者数		人	
		半壊 (焼)	棟				
	その他	全壊 (焼)	棟	火災発生	建物	件	
		半壊 (焼)	棟		危険物	件	
			その他		件		

区 分		被 害	市 町 村 災 害 對 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				月	日	時
公共土木施設	千円				月	日	時
その他の公共施設	千円				月	日	時
小計	千円						
公共施設被害 市町村数	団体		災 害 對 策 本 部 設 置 市 町 村 名				
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円		計	団体		
	商工被害	千円					
			災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
				計	団体		
その他	千円		消防職員出動延人員	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人員	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）						

資料1 上里町防災会議条例

上里町防災会議条例

昭和 38 年 11 月 6 日 条例第 15 号
改正
平成 12 年 3 月 15 日 条例第 12 号
平成 24 年 12 月 10 日 条例第 26 号
平成 26 年 1 月 1 日 横書き施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、上里町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 上里町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- 二 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの。
 - 二 埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの。
 - 三 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命するもの。
 - 四 町長がその部内のうちから指名する者。
 - 五 教育長
 - 六 消防団長
 - 七 指定公共機関又は指定地方機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第一号、第二号、第三号、第四号、第七号及び第八号の委員の定数は、それぞれ 1 人、4 人、1 人、4 人、3 人及び 2 人とする。
- 7 第五項第七号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月15日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月10日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 上里町災害対策本部条例

上里町災害対策本部条例

昭和38年11月6日 条例第16号
平成24年12月10日 条例第26号改正
平成26年1月1日 横書き施行

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上里町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（平成24年12月10日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料3 上里町災害対策本部運営要領

上里町災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上里町災害対策本部条例（昭和38年上里町条例第16号以下「条例」という。）第4条の規定に基づき上里町災害対策本部（以下「対策本部」という。）の災害応急対策業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置場所)

第2条 対策本部は、上里町大字七本木5518番地上里町役場内に置く。

(対策本部の担当区域)

第3条 対策本部の担当区域は、上里町一円の区域とする。

(対策本部の構成)

第4条 対策本部は、別表第1に掲げる機関をもって構成する。

(本部長、副本部長及び本部員)

第5条 本部長、副本部長及び本部員は、別表第2のとおりとする。

(本部会議)

第6条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

(部及び班)

第7条 条例第3条第1項の規定に基づき、対策本部に部を置き班をもって組織する。

2 部の名称及び班の事務分掌は、別表第3のとおりとする。

(職員の動員計画)

第8条 職員の動員計画は、別表第4のとおりとする。

(配備職員の名簿)

第9条 配備する職員の名簿は、別表第5を基準とし配備する。

(配備体制の基準)

第10条 災害に関する配備体制の基準は、次の区分によって行うものとする。

(1) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる態勢。）

別表第6による。

(2) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する態勢。）

別表第7による。

附 則 この要領は、昭和49年8月1日から施行する。

資料4 災害協定等一覧

災害協定一覧

令和4年12月現在

順番	名称	締結先	締結日
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県、県内市町村、消防組合、事務組合	H3. 3. 29
2	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)本庄市児玉郡医師会	H12. 7. 24 H28. 12. 20
3	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	H19. 5. 1
4	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23. 1. 4
5	災害応援工事等に関する協定	(一社)埼玉県建設業協会児玉支部	H23. 1. 25
6	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	H23. 2. 8
7	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	本庄市、本庄上里学校給食組合	H24. 1. 4
8	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部	H24. 2. 28
9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)明正会	H24. 8. 1
10	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)彩の郷福祉会	H24. 8. 1
11	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)ルピナス会 特別養護老人ホームルピナス園	H24. 8. 1
12	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)ルピナス会 介護老人保護施設かみさとナーシングホーム	H24. 8. 1
13	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)梨花の里	H24. 8. 1
14	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	埼玉県立本庄特別支援学校	H24. 8. 1
15	災害時における物資供給等の協力に関する協定	埼玉ひびきの農業協同組合	H24. 10. 4
16	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	H24. 11. 7
17	災害時等における燃料供給に関する協定	(有)手計石油	H27. 5. 21
18	災害時等における燃料供給に関する協定	(株)タムラ商事	H27. 5. 21
19	災害時等における燃料供給に関する協定	(有)いりプロパン	H27. 5. 21
20	災害時等における燃料供給に関する協定	相川石油	H27. 5. 21
21	下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	(独)水資源機構	H27. 10. 20

順番	名 称	締結先	締結日
22	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H28. 10. 11
23	災害時における物資集積場所にかかる協力に関する協定	埼玉ひびきの農業協同組合	H28. 10. 21
24	災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸(株)西埼玉主管支店	H28. 12. 5
25	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	H29. 1. 23
26	災害発生時における上里町と本庄郵便局及び上里町内郵便局の協力に関する協定	上里郵便局	H29. 2. 14
27	災害時における飲料水等の優先供給に関する協定	(株)ナック	H29. 2. 20
28	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	NEXUS(株)	H29. 10. 12
29	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)梨花の里 特別養護老人ホーム心の里	H29. 12. 1
30	大規模災害時における相互応援に関する協定	千葉県長生郡長生村	H30. 8. 1
31	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	H30. 9. 20
32	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	H30. 10. 9
33	災害時におけるLPガス等の提供に関する協定	(社)埼玉県LPガス協会 本庄支部	H31. 3. 15
34	災害時における集出荷施設等の利用に関する協定	(株)関東地区昔がえりの会	R1. 7. 1
35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	R1. 10. 24
36	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県入間郡三芳町	R1. 10. 28
37	災害時における飲料水等の供給に関する協定	(株)伊藤園	R1. 11. 14
38	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1. 11. 25
39	災害時における応急対策の協力に関する協定	埼玉土建一般労働組合 本庄支部	R2. 3. 24
40	災害時における電動車両等の支援に関する協定	埼玉北三菱自動車販売(株)、三菱自動車工業(株)	R2. 3. 30
41	児玉郡市広域消防相互応援協定	本庄市、美里町、神川町	R2. 4. 1
42	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)	R2. 9. 7
43	防犯・防災情報の緊急放送に関する協定	(株)ほんじょうFM	R2. 12. 1

順番	名称	締結先	締結日
44	日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社 本庄郵便局	R3. 3. 22
		日本郵便株式会社 上里郵便局	R3. 3. 22
		日本郵便株式会社 上里三町郵便局	R3. 3. 22
45	上里町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 上里町社会福祉協議会	R3. 4. 1
46	災害時における被災者支援のための物資提供に関する協定	ヤマト興産(株)	R3. 8. 30
47	災害時における被災者支援のための物資提供に関する協定	王子コンテナ(株) 高崎工場	R3. 11. 22
48	災害時等における燃料供給に関する協定	カナイ石油(株)	R3. 11. 12
49	災害時における施設等の一時使用に関する協定	イオンタウン(株)	R3. 12. 1
50	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	本庄市児玉郡歯科医師会	R3. 12. 20
51	災害時における通信障害復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話(株) 埼玉支店	R4. 5. 26

資料5 上里町の行政区

上里町の行政区

令和5年4月1日現在

区	行政区
第1区	黛
第2区	金上・金下・金下東
第3区	内出・西金
第4区	勝場
第5区	原
第6区	天神・真下
第7区	堀込
第8区	帯刀
第9区	五明
第10区	長浜
第11区	大御堂
第12区	藤木戸
第13区	堤
第14区	三町
第15区	嘉美
第16区	本郷
第17区	京塚
第18区	古新田
第19区	三田
第20区	三軒
第21区	久保新田・四ッ谷
第22区	西原町
第23区	一丁目
第24区	二丁目
第25区	三丁目
第26区	四丁目
第27区	五丁目
第28区	宮本町
第29区	東町
第30区	八町河原
第31区	忍保
-	31区

資料6 上里町防災行政無線通信施設一覧表

上里町防災行政無線通信施設一覧表

令和4年12月1日現在

I 同報系

○ 親局 送信出力 2w

ア. 統制卓

呼出名称	配置場所	摘要
ぼうさい かみさと	上里町役場庁舎防災行政無線室	

イ. 遠隔制御器

呼出名称	配置場所	摘要
ぼうさい かみさと	児玉郡市広域消防本部上里分署	

○ 屋外子局 36基

別表1のとおり

II 移動系

○ 基地局 送信出力 5w

番号	呼出名称	配置場所	摘要
100	ぼうさい かみさと	防災行政無線室	

○ 陸上移動局

ア. 半固定型無線機 23台 送信出力 5w 別表2のとおり

イ. 携帯型無線機 23台 送信出力 2w 別表3のとおり

ウ. 車載携帯無線機 5台 送信出力 5w 別表4のとおり

別表1 上里町防災行政無線屋外子局設置場所

行政区	設置場所
黛 内出 西金	5 0 1 黛集会所
金下 金下東	5 0 2 金下公会堂
金上	5 0 3 賀美公民館
勝場	5 0 4 勝場公会堂
原	5 0 5 原火の見用地
天神・真下	5 0 6 真下公民館
堀込	5 0 7 堀込水路脇
宿 屋敷	6 0 1 宿東水路脇 6 0 2 帯刀集落農業センター
東宮・十八軒四軒家	6 0 3 五明集会所
中・南五明	6 0 4 五明自警団車庫
下郷 宮	6 0 5 宮公会堂
上郷 久保	6 0 6 上郷公民館
西大御堂	6 0 7 三嶋神社
東大南	6 0 8 宝蔵寺駐車場
東大北	6 0 9 長久保公園
寺西・新堀 並木・沖	6 1 0 長幡小学校
田中 石倉	7 0 1 石倉交差点
丹蔵・堀ノ内 東堤	7 0 2 上里中学校
横町・阿保町・長浜町	7 0 3 三町公民館
立野南	7 0 6 立野南公民館
立野 上・中久城	7 0 7 旧立野集会所前
下久城	8 0 1 下久城交差点
本郷	7 0 4 七本木児童公園 7 0 5 本郷東水路脇
京塚	8 0 2 京塚公園
古新田	8 0 3 古新田集会所 8 0 4 古新田東ごみ収集所

行政区	設置場所
三田	805 三田公会堂
三軒	806 三軒会館
久保新田 四ツ谷 西原町	807 上里町役場屋上
一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 宮本町 東町	901 一丁目公会堂 902 五丁目交流センター 903 隣保館跡地
八町河原	904 婦人児童センター
忍保	905 忍保交差点

別表2 半固定型無線機配置場所

呼出番号	局名（常設場所）	摘要
201	賀美小学校	
202	上里北中学校	
203	賀美公民館	
204	長幡小学校	
205	賀美児童館	
208	長幡児童館	
209	七本木小学校	
210	上里中学校	
211	上里東小学校	
212	七本木公民館	
213	上里東公民館	
214	かみさと荘	
215	保健センター	
216	空の杜保育園	
218	図書館	
219	町民体育館	
220	多目的スポーツホール	
221	ワープ上里	
222	七本木児童館・男女共同参画推進センター	
223	上里町東児童館	
224	神保原小学校	
225	くらし安全課 予備	
226	神保原公民館・児童館	

別表3 携帯型無線機設置場所

呼出番号	局名（常設場所）	摘要
301	第1分団	
302	第2分団	
303	第3分団	
304	第4分団	
305	くらし安全課	
306	上里分署	
307	神保原駅	
308	総務部1	
309	総務部2	
310	救助部1	
311	救助部2	
312	衛生部1	
313	衛生部2	
314	青空	
315	たちばな	
316	ルピナス園	
317	かみさとナーシングホーム	
318	梨花の里	
319	農林部1	
320	農林部2	
321	土木部1	
322	土木部2	
323	教育部1	

別表4 車載型無線機配置場所

呼出番号	局名（常設場所）	摘要
401	第1分団 車両	
402	第2分団 車両	
403	第3分団 車両	
404	第4分団 車両	
405	くらし安全課 車両	

資料7 災害用備蓄品一覧表

防災倉庫備蓄物資

令和4年12月現在

品名	備蓄量	品名	備蓄量
アルファ米(五目)	1,400 食	マイレット4箱(100枚入)	3,800 枚
アルファ米(白米他)	1,300 食	ラップボン	34 基
リッツクラッカー	3,220 食	ラップボン消耗品セット	33 セット
ビスコ	3,960 食	ガスボンベ	240 本
保存水(500ml他:10年)	3,192 本	ゴミ袋	70 枚
保存水(500ml:5年)	2,400 本	非常用圧縮毛布	1,018 枚
缶入りパン	528 食	救急箱	7 箱
ひだまりパン	2,232 食	おむつ(子供用)	3,360 枚
パスタ	2,100 食	おむつ(大人用)	350 枚
防護服6点セット (L、LL)	各88 セット	ごみ箱	96 個
不織布防護服	98 着	生理用品1箱(36袋入)	360 袋
フェイスシールド	680 枚	エアベッド	33 台
エタノールスプレー	120 本	エネポ	8 台
抗菌広口水コンテナ	40 個	アルミGIベッド	28 台
LED点滅指示灯	52 個	パーティション	540 張
ヘッドライト	100 個	パーティション屋根	100 枚
ウィルステラ	120 本	ラクアーム	33 基
ウィルステラ(補充用)	19 本	食器セット	3,200 食
軍手	480 双	レスキューテント	17 枚
タオル	560 枚	飛沫防止パーティション	43 枚
ニトリルグローブ	12,100 枚	ホワイトボード	10 枚
エコペーパータオル	6,400 枚	非常用電話	8 台
アキュフィット手袋	33,000 枚	開設小物セット	8 セット
防災アルミシート	938 枚	プライベートルーム	40 台
不織布マスク	14,810 枚	アウトドアワゴン	8 台
マスク12箱(50枚入)8カ所	4,800 枚	防災備蓄用寝袋	30 個
マスク1箱(250枚入)8カ所	2,000 枚	工場扇	4 台
ブルーシート	400 枚	リチウムイオン蓄電池	4 台
ナイスハンド手袋	320 枚	マンホールトイレ	3 基
ハンドソープ	136 本	ピューラックス (次亜塩素酸ナトリウム)	5 箱
ビニール袋	9,500 枚	単三電池	200 本
ハンドジェル	176 本	単四電池	400 本
スリッパ	6,000 足	段ボールベット	47 台
テトラサーバー	7 個	ダンビー	2 基

救急箱（20人用）内容

品名	数量	品名	数量
ホータイ止め	16	ケープイン	24
リバタイ	32	体温計	8
毛抜き	8	ピンセット	8
救急包帯	24	やわらかタオル	160
サージカルテープ	16	はさみ	8
ガーゼ	24	ガーゼマスクレギュラーF	40
月兎綿	16	ビナコット	8
キズテープ	8	救急アルミシート	8
ケープイン消毒液	16	三角巾	64

資料 8 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

令和 4 年 12 月現在

番号	施設名	所在地	電話番号	想定 収容数	指定緊急避難場所				指定 避難所	備考
					洪水	地震	火事	内水氾濫		
1	賀美小学校	金久保 862	33-0026	1,300	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
2	上里北中学校	金久保 249	33-7749	2,000	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
3	賀美公民館	金久保 693-1	34-1724	100	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
4	賀美児童館	金久保 889	34-1100	200	×	○	○	×	○	
5	長幡小学校	藤木戸 145	33-0907	1,300	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
6	長幡児童館	長浜 977-1	35-3541	200	×	○	○	×	○	
7	七本木小学校	七本木 455	33-0544	1,500	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
8	上里中学校	七本木 336	33-2974	2,800	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
9	上里東小学校	七本木 1573	33-1621	2,200	○	○	○	○	○	
10	七本木公民館	七本木 3227-2	34-1726	-	○	○	○	○	×	地震時、建物外使用可能・洪水時、2階以上使用可能
11	上里東公民館	七本木 1791-1	34-1401	100	×	○	○	×	○	
12	かみさと荘	七本木 286	33-0789	-	×	○	○	×	×	地震時、建物外使用可能
13	保健センター	七本木 307	33-2550	-	○	○	○	○	×	地震時、建物外使用可能・洪水時、2階以上使用可能
14	町民体育館	七本木 3202-2	33-7655	900	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
15	多目的スポーツホール	七本木 3202-2	33-7655	300	×	○	○	×	○	
16	ワープ上里	七本木 71-1	34-0488	600	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
17	七本木児童館・男女共同参画センター	七本木 393	35-1356	400	×	○	○	×	○	
18	上里町東児童館	七本木 1800-3	35-3451	100	×	○	○	×	○	
19	神保原小学校	神保原町 814	33-3074	1,900	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
20	神保原公民館・神保原児童館	神保原町 1393	34-1727	400	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
21	図書館・郷土資料館	七本木 67	34-0455	100	○	○	○	○	○	洪水時、2階以上使用可能
22	長久保公園	大御堂 1450-2	-	-	×	○	○	×	×	建物外使用可能
23	七本木児童公園	七本木 392	-	-	×	○	○	×	×	建物外使用可能
24	あおぞらパーク	七本木 5328	-	-	×	○	○	×	×	建物外使用可能
25	空の杜保育園	七本木 5328	71-7022	-	×	○	×	×	×	建物外使用可能

※ 凡例 ○：対象となる災害時の避難場所に適している。×：対象となる災害時の避難場所に適していない。

※ 収容人員は、体育館等面積÷2㎡（1人あたりの避難所面積）で算出

福祉避難所一覧表

令和4年12月現在

施設名	所在地	電話番号	定員（人）
社会福祉法人 明正会 特別養護老人ホーム 青空	金久保 777	34-3388	80
社会福祉法人 彩の郷福祉会 特別養護老人ホーム たちばな	大御堂 806	33-2928	80
社会福祉法人 ルピナス会 特別養護老人ホーム ルピナス園	堤 489	33-0909	80
社会福祉法人 ルピナス会 介護老人保健施設 かみさとナーシングホーム	金久保 1336	33-7070	80
社会福祉施設 梨花の里 障害者支援施設 梨花の里	七本木 417-1	33-3321	50
社会福祉施設 梨花の里 特別養護老人ホーム 心の里	七本木 420	33-3352	90
埼玉県立本庄特別支援学校	本庄市栗崎 828	24-3747	-

資料9 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設一覧表

令和4年12月現在

■学校

利用施設区分	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域
小学校	賀美小学校	金久保 862	33-0026	
小学校	長幡小学校	藤木戸 145	33-0907	
小学校	七本木小学校	七本木 455	33-0544	外
小学校	上里東小学校	七本木 1573	33-1621	外
小学校	神保原小学校	神保原町 814	33-3074	
中学校	上里中学校	七本木 336	33-2974	
中学校	上里北中学校	金久保 249	33-7749	

■児童福祉

利用施設区分	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域
保育園	ひまわり保育園	七本木 3316-3	33-0352	外
保育園	安盛保育園	神保原町 263-10	33-8877	
保育園	めぐみ保育園	神保原町 1016	33-3543	
保育園	レインボー保育園	七本木 3706-22	34-1951	
保育園	空の杜保育園	七本木 5592	71-7022	
保育園	上里町かがやき保育園	七本木 1706-1	34-4190	外
幼稚園	神保原幼稚園	神保原町 459-1	33-5057	
幼稚園	上里幼稚園	七本木 3293-4	33-1533	外
認定こども園	萌美チェリッシュこども園	金久保 1560	33-0430	
児童館	神保原児童館	神保原町 1393	33-3621	
児童館	七本木児童館	七本木 393	35-1357	外
児童館	上里東児童館	七本木 1800-3	35-3451	外
児童館	長幡児童館	長浜 977-1	35-3541	
児童館	賀美児童館	金久保 889	34-1100	
放課後児童施設	神保原児童館放課後児童クラブ	神保原町 1393	33-3621	
放課後児童施設	七本木児童館放課後児童クラブ	七本木 393	35-1357	外
放課後児童施設	上里東児童館放課後児童クラブ	七本木 1800-3	35-3451	外
放課後児童施設	長幡小学校放課後児童クラブ	長浜 977-1	35-3541	
放課後児童施設	賀美児童館放課後児童クラブ	金久保 887	34-1100	
放課後児童施設	上里町輝き児童クラブ	七本木 1706-1	33-8996	外
放課後児童施設	風の子クラブ	神保原町 1306-1	33-2646	
放課後児童施設	ちびっこクラブ	七本木 438-4	33-6792	外
放課後児童施設	げんきクラブ	七本木 1534-1	34-0297	外

■高齢者福祉

利用施設区分	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域
通所介護	えいがの里デイサービスセンター	三町 19-4	34-2188	外
通所介護	かみさとデイサービスセンター	堤 487-1	34-1471	
通所介護	たちばなデイサービスセンター	大御堂 806-1	35-1191	外
通所介護	デイサービスセンターポピー	金久保 777	34-3388	
通所介護	ひだまりの里	七本木 5559	71-6644	
通所介護	デイサービスセンター チューリップかみさと	三町 848-2	33-2300	外
通所介護	デイサービスセンターこむぎ	神保原町 2026-1	34-3456	
通所介護	はびねすデイサービス	七本木 3684-2	71-6962	外
通所介護	ヴィセーヌ上里	七本木 3529-7	71-9671	
通所介護	デイサービスセンターみぶな	三町 835-1	71-5616	外
通所介護	デイサービスセンターランタナ	神保原町 999	71-7162	
通所介護	デイサービスセンター ファイン上里	七本木 2867-7	71-7314	
通所介護	ポプリ上里デイサービスセンター	神保原町 325-5	71-5200	
通所介護	てるてるとくとく	金久保 359-1 イオン タウン上里 1F	23-9275	
通所介護	えがおデイリハセンター	神保原町 354-2 神保原ビル 1F	71-9995	
通所介護	ツクイ上里	七本木 3518-1	35-0500	
地域密着型通所介護	デイサービスセンターゆたか	七本木 2955-2	35-1556	
認知症対応型通所介護	グループホーム 賀美邑	勅使河原 1584	35-0333	
認知症対応型通所介護	愛の家グループホーム神保原	神保原町 91	35-3700	外
認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム神保原	神保原町 91	35-3700	外
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 栄華の里	三町 19-4	34-2188	外
認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくらんぼ	金久保 777	34-3388	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 賀美邑	勅使河原 1584	35-0333	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム かみさと	七本木 291-1	35-3483	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム カンナの里	勅使河原 1577	35-3525	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームルピナス園	堤 489	33-0909	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームたちばな	大御堂 806	33-2928	外
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 青空	金久保 777	34-3388	
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 心の里	七本木 420	33-3352	外
介護老人保健施設	老人保健施設 かみさとナーシングホーム	金久保 1336	33-7070	
特定施設入居者生活介護	ケアハウス 桜草	金久保 777	34-3388	
特定施設入居者生活介護	ケアセンター 賀美邑	勅使河原 1584	35-0333	
特定施設入居者生活介護	ケアハウス賀美邑(混合型)	勅使河原 1584	35-0333	
ケアハウス	ケアハウス 栄華の里	三町 19-4	34-2188	外

利用施設区分	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域
ケアハウス	ケアハウス桜草	金久保 777	34-3388	
住宅型有料老人ホーム	イル・クォーレさいたま上里	藤木戸 540	34-1150	
住宅型有料老人ホーム	ナーシングホームこころ	七本木 2955-2	35-1556	
住宅型有料老人ホーム	シルバーホームランタナ	神保原町 999	71-7162	
住宅型有料老人ホーム	フアイン上里	七本木 2867-7	71-7314	
住宅型有料老人ホーム	ふれあい上里	嘉美 607-1	71-5125	外
サービス付き高齢者向け住宅	ひだまりの家上里	七本木 5559	71-6644	
サービス付き高齢者向け住宅	チューリップかみさと	三町 848-2	33-2300	外
サービス付き高齢者向け住宅	シルバーホームこむぎ	神保原町 2026-1	34-3456	
サービス付き高齢者向け住宅	ヴェベル上里	七本木 3529-7	71-9671	
サービス付き高齢者向け住宅	みぶな	三町 835-1	71-5616	外

■障害者福祉

利用施設区分	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域
グループホーム	ケアホームつどい	大御堂 361-3	33-3342	外
グループホーム	ケアホームつどい ハイツ	大御堂 361-3	33-3342	外
グループホーム	ケアホームつどい ひがしの家	神保原町 126-5	34-0854	外
グループホーム	サルビアホーム	大御堂 835-15	33-9955	外
グループホーム	なでしこホーム	神保原町 730-6	33-9966	
グループホーム	ケアホーム上里	金久保 1291-2	34-1954	
グループホーム	ケアホームよつ葉	金久保 292-8	34-0925	
グループホーム	ケアホーム神保原	神保原町 917-11	34-3713	
グループホーム	ケアホーム歩	大御堂 1286	71-8507	
施設入所	梨花の里	七本木 417-1	33-3321	外
生活介護	サイディアーナ	嘉美 1545-2	34-1119	外
放課後等デイサービス	エールかみさと	神保原町 416-2	37-3733	
放課後等デイサービス	まなびや	金久保 175-3	33-2619	外
放課後等デイサービス	まなびやクラブ	金久保 76-5	33-2619	

資料 10 水防倉庫

水防倉庫

設置場所	整備内容
長 浜	昭和 62 年度改築
忍 保	平成 2 年度改築

資料 11 防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫

設置場所	所在地	防災備蓄倉庫サイズ (mm)			主な備蓄物資
		L	W	H	
賀美小学校	金久保 862	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
長幡小学校	藤木戸 145	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
七本木小学校	七本木 455	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
上里東小学校	七本木 1573	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
神保原小学校	神保原 814	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
上里中学校	七本木 336	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
上里北中学校	金久保 249	6,000	2,400	2,330～ 2,380	生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等
あおぞらパーク	七本木 5328	3,000	2,400	2,350	ブルーシート、圧縮毛布、寝袋、工場扇等
どんぐりの丘公園	七本木 5568	3,000	2400	2,350	衛生用品、防災資機材、間仕切り等
多目的スポーツホール	七本木 3202-2	4,500	4,500		段ボールベッド、圧縮毛布、間仕切り等
		軽量鉄骨プレハブ造			
町民体育館	七本木 3202-2	11,200	7,400		生活必需品、資機材、防護服、間仕切り、衛生用品等

資料 12 町内危険物施設現況表

町内危険物施設現況表

令和4年12月1日現在

製造所等の別		数
製 造 所		1
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	2 2
	屋外タンク貯蔵所	6
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	1 8
	簡易タンク貯蔵所	-
	移動タンク貯蔵所	9
	屋 外 貯 蔵 所	5
小 計		6 3
取 扱 所	給 油 取 扱 所	2 1
	第一種販売取扱所	-
	第二種販売取扱所	-
	移 送 取 扱 所	-
	一 般 取 扱 所	2 1
	小 計	4 2
合 計		1 0 3

資料 13 炊出し可能な公共施設

炊出し可能な公共施設

地 区 名	名 称	電話番号
本 庄 市	本 庄 上 里 学 校 給 食 セ ン タ ー	24-2621
賀 美	賀 美 小 学 校	33-0026
	上 里 北 中 学 校	33-7749
	賀 美 公 民 館	34-1724
長 幡	長 幡 小 学 校	33-0907
	長 幡 保 育 園	33-0946
	長 幡 公 民 館	34-1725
七 本 木	七 本 木 小 学 校	33-0544
	上 里 中 学 校	33-2974
	七 本 木 地 区 集 会 所	33-1936
	保 健 セ ン タ ー	33-2550
	上 里 東 小 学 校	33-1621
神 保 原	神 保 原 小 学 校	33-3074

資料 14 医療・助産施設等

医療・助産施設等

令和4年12月末現在

(1) 医療施設の状況

	施設名	所在地	電話番号
医 科	飯塚耳鼻咽喉科医院	上里町神保原町 2218-34	34-2313
	大関内科医院	上里町七本木 2401-32	33-2131
	大林医院	上里町七本木 3312	33-7960
	上里こどもクリニック	上里町七本木 5357	35-1070
	上里内科クリニック	上里町七本木 3482-1	33-8823
	くぼた医院	上里町神保原町 2218-1	35-2250
	黒岩整形外科医院	上里町七本木 2363-5	34-0551
	けやきクリニック	上里町七本木 5574	35-3500
	彩の丘クリニック	上里町神保原町 416-5	71-7166
	したら眼科クリニック	上里町金久保 767	33-8333
	七本木内科クリニック	上里町七本木 1788-7	35-1313
	辻クリニック	上里町七本木 2363-6	35-1116
	土尾内科クリニック	上里町金久保 38	71-4800
	西澤整形外科	上里町七本木 5318	33-0600
	野澤内科小児科医院	上里町七本木 3314-1	33-0922
	昴星クリニック	上里町金久保 133-2	34-2202
	吉澤クリニック	上里町神保原町 745-1	71-6111
	歯 科	ウニクス上里歯科	上里町七本木 2272-1
斎藤歯科医院		上里町三町 526-1	33-2310
坂本歯科医院		上里町七本木 2647-5	33-8989
嶋崎歯科医院		上里町神保原 437-5	34-1383
このみ歯科クリニック		上里町七本木 3610-2	35-3877
たなか歯科クリニック		上里町神保原町 311-1	33-3771
戸矢歯科医院		上里町七本木 1788-1	35-2000
ひきま歯科クリニック		上里町七本木 5418	35-3939
上里クリニック歯科		上里町神保原町 745-1	71-9895
上里スマイル歯科		上里町金久保 359-1 イオンタウン上里	71-6224
たかなし歯科医院	上里町嘉美 506-30	33-3231	

(2) 助産施設 現時点

令和4年度末現在において、助産施設なし。

資料 15 応急清掃協力体制依頼先

応急清掃協力体制依頼先

「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」

埼玉県清掃行政研究協議会(上里町会員)及び埼玉県一般廃棄物連合会で締結(平成22年8月)

廃棄物等収集委託及びし尿くみ取り許可業者

令和4年12月1日現在

種 別	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
廃棄物等	(株) 東 庄	本庄市朝日町 3-1-40	24-3131	
廃棄物等	(株)サニタリーセンター	同小島南 3-11-15	24-1435	
廃棄物等	ク リ ー ン モ テ ギ	七本木 2111-1	33-2711	
廃棄物等	かみさとエコクリーン	金久保 637-4	33-0724	
し 尿	(有) 永 尾 清 掃	本庄市児玉町児玉 1312-5	72-1024	
し 尿	(有) 上 里 総 業	嘉美 100-1	33-6776	

資料 16 町所有車両及び上里分署車両

町所有車両及び上里分署車両

令和4年12月現在

(1) 町所有車両

車種別	台数	所属課
小型ダンプトラック(※)	1	道路整備課 1
普通乗用車	5	総務課 4 議会事務局 1
ワゴン車	2	総務課 2
普通貨物乗用車	3	産業振興課 1 上下水道課 1 子育て共生課 1
軽貨物乗用車	36	総務課 6 税務課 2 健康保険課 1 上下水道課 4 道路整備課 1 産業振興課 1 生涯学習課 1 中央公民館 1 教育総務課 1 保健センター 3 くらし安全課 3 高齢者いきいき課 3 子育て共生課 6 郷土資料館 1 まちづくり推進課 2
軽トラック	3	総務課 2 道路整備課 1
消防自動車	4	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団
ペイローダー(※)	1	道路整備課 1

※ 障害物除去に要する資機材

(2) 児玉郡市広域消防本部上里分署所有車両

令和4年4月1日現在

車種別	台数	所属課
水槽付消防ポンプ自動車	1	児玉郡市広域消防本部上里分署
消防ポンプ自動車	1	児玉郡市広域消防本部上里分署
高規格救急自動車	1	児玉郡市広域消防本部上里分署
連絡車	1	児玉郡市広域消防本部上里分署

資料 17 町内小・中学校の施設概要

町内小・中学校の施設概要

学校名	所在地	構造階数	主な建物・施設	耐震性 (耐震診断/補強)
神保原小学校	神保原町 814	RC4	管理・教室棟、普通教室棟、体育館	診断済/改修済
賀美小学校	金久保 862	RC4	管理・教室棟、特別教室棟、体育館	診断済/不要及び改修済 新耐震
長幡小学校	藤木戸 145	RC4	管理・教室棟、特別教室棟、体育館	診断済/改修済 新耐震
七本木小学校	七本木 455	RC4	管理・教室棟、普通教室棟、体育館	診断済/不要及び改修済 診断済/不要
上里東小学校	七本木 1573	RC4	管理・教室棟、特別教室棟、体育館	診断済/不要及び改修済 新耐震
上里中学校	七本木 336	RC4	校舎棟（東）、（西）、特別教室棟、P C棟、体育館	新耐震
上里北中学校	金久保 249	RC4	管理・教室棟、コンピューター教室、柔剣道場、第二音楽室、体育館	新耐震

※構造 RC：鉄筋コンクリート造

※耐震性 改修済：耐震改修済の施設、新耐震：昭和 56 年以降の新耐震設計基準施行後に竣工した施設

資料 18 各奉仕団体

各 奉 仕 団 体

(1) 女性団体連絡協議会

令和4年12月1日現在

団 体 名	会 員 数
S A L A 賀 美	14
S A L A 七 本 木	15
S A L A 神 保 原	22
上里町赤十字奉仕団	93
食生活改善推進協議会	38

(2) 自衛消防隊

令和4年12月1日現在

自衛消防隊	
黛 自衛消防隊	三町 自衛消防隊
金久保 自衛消防隊	嘉美 自衛消防隊
内出 自衛消防隊	本郷 自衛消防隊
西金 自衛消防隊	古新田 自衛消防隊
勝場 自衛消防隊	三田 自衛消防隊
原 自衛消防隊	三軒 自衛消防隊
帯刀 自衛消防隊	久保新田 自衛消防隊
五明 自衛消防隊	四ッ谷 自衛消防隊
長浜 自衛消防隊	神保原 自衛消防隊
大御堂 自衛消防隊	八町河原 自衛消防隊
藤木戸 自衛消防隊	忍保 自衛消防隊
堤 自衛消防隊	全 23 隊

(3) 自主防災組織

令和4年12月1日現在

自主防災会	
三田 自主防災会	三軒 自主防災会
西金 自主防災会	神保原町一丁目 自主防災会
大御堂 自主防災会	全 5 会

資料 19 消防關係人員配置狀況

消防關係人員配置狀況

(1) 上里分署役職別人員配置

役職名		警防第 1 係	救急第 1 係	警防第 2 係	救急第 2 係	合計
分署長	1	-	-	-	-	1
副分署長	-	1	-	1	-	2
係長	-	1	1	1	1	4
係	-	6	2	6	2	16
計	1	8	3	8	3	23

(2) 消防団役職別人員配置

	本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	合 計
団 長	1	-	-	-	-	1
副 団 長	1	-	-	-	-	1
分 団 長	-	1	1	1	1	4
副分団長	-	1	1	1	1	4
部 長	-	1	1	1	1	4
班 長	-	3	3	3	3	12
機 関 員	-	12	12	12	12	48
団 員	4	7	7	11	7	36
計	6	25	25	29	25	110

資料 20 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

<使用にあたっての留意事項>

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しか

し、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(気象庁HPより)

資料 21 被災者個人への融資等

(1) 生活福祉資金

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興住宅融資

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、居室、台所及びトイレが備えられている住宅を建設する者
貸付限度	土地を取得する場合：3,700万円 土地を取得しない場合：2,700万円
利率	全期間固定金利 ※ 申込みした時点の融資金利が適用される。 ※ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。
償還期間	最長35年（1年以上1年単位）
その他	住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている者で、居室、台所及びトイレが備えられている住宅を補修する者
貸付限度	1,200万円
利率	全期間固定金利 ※ 申込みした時点の融資金利が適用される。 ※ 加入する団体信用生命保険の種類等に応じて融資金利は異なる。
償還期間	最長20年（1年以上1年単位）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

【上里町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金の支給】

対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象
支給対象	上記の災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。 ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
支給の制限	弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 令第2条に規定する場合 (3) 災害に際し、町長が支給を不相当と認めた場合

【上里町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行う。
支給額	当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

【上里町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
貸付対象者	<p>災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。</p>
災害援護資金の限度額等	<p>災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円 2 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 3 住居が半壊した場合 270万円 4 住居が全壊した場合 350万円 <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 2 住居が半壊した場合 170万円 3 住居が全壊した場合（4の場合を除く。） 250万円 4 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 <p>(3) 第1号の3又は、前号の2若しくは3において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。</p>
償還等	<p>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p>
保証人及び利率	<p>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で町長が定める率とする。</p> <p>保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p>

資料 22 被災中小企業への融資

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	<p>①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた者のうち災害関係保証を利用するもの。【大臣指定等貸付（激甚災害）】</p> <p>②経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している。【大臣指定等貸付（セーフティネット保証3号・4号）】</p> <p>③経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けている。【大臣指定等貸付（危機関連保証）】</p> <p>④県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する『罹災証明』を受けた。【知事指定等貸付】</p>																																																																												
融資条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">限度額 (※1)</th> <th colspan="2">大臣指定等貸付</th> <th colspan="2">知事指定等貸付</th> </tr> <tr> <th>設備資金</th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> <th>運転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>①8,000万円</td> <td>②8,000万円</td> <td>③8,000万円</td> <td>④8,000万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">①②併用の場合は、合計1億6,000万円</td> <td colspan="2">③④併用の場合は、合計1億6,000万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">利率</th> <td>5年超10年以内</td> <td colspan="2">年1.1%以内</td> <td colspan="2">年1.2%以内</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td colspan="2">年1.0%以内</td> <td colspan="2">年1.1%以内</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td colspan="2">年0.9%以内</td> <td colspan="2">年1.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令和4年10月1日現在の利率です。（固定金利）</td> </tr> <tr> <th colspan="2">期間・償還方法</th> <td colspan="4" style="text-align: center;">1年超10年以内</td> </tr> <tr> <th colspan="2">担保</th> <td colspan="4" style="text-align: center;">措置2年以内 元金均等月賦償還</td> </tr> <tr> <th colspan="2">保証人 信用保証</th> <td colspan="4"> 個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 </td> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <td colspan="2" style="text-align: center;">付する (保証料 年0.80%以内)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">付する (保証料年0.45%～1.59%以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中小企業組合の場合、設備資金（①、③）は1億円、運転資金（②、④）は8,000万円となり、併用の場合は1億8,000万円となります。</p>				限度額 (※1)		大臣指定等貸付		知事指定等貸付		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金			①8,000万円	②8,000万円	③8,000万円	④8,000万円			①②併用の場合は、合計1億6,000万円		③④併用の場合は、合計1億6,000万円				①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円				利率	5年超10年以内	年1.1%以内		年1.2%以内		3年超5年以内	年1.0%以内		年1.1%以内		1年超3年以内	年0.9%以内		年1.0%以内			令和4年10月1日現在の利率です。（固定金利）				期間・償還方法		1年超10年以内				担保		措置2年以内 元金均等月賦償還				保証人 信用保証		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要						付する (保証料 年0.80%以内)		付する (保証料年0.45%～1.59%以内)	
限度額 (※1)		大臣指定等貸付		知事指定等貸付																																																																									
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金																																																																								
		①8,000万円	②8,000万円	③8,000万円	④8,000万円																																																																								
		①②併用の場合は、合計1億6,000万円		③④併用の場合は、合計1億6,000万円																																																																									
		①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円																																																																											
利率	5年超10年以内	年1.1%以内		年1.2%以内																																																																									
	3年超5年以内	年1.0%以内		年1.1%以内																																																																									
	1年超3年以内	年0.9%以内		年1.0%以内																																																																									
		令和4年10月1日現在の利率です。（固定金利）																																																																											
期間・償還方法		1年超10年以内																																																																											
担保		措置2年以内 元金均等月賦償還																																																																											
保証人 信用保証		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要																																																																											
		付する (保証料 年0.80%以内)		付する (保証料年0.45%～1.59%以内)																																																																									
資金使途	<p>■設備資金 激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの。セーフティネット3号・4号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの</p> <p>■運転資金 激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの。セーフティネット3号・4号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの</p>																																																																												
受付場所	事業所が所在する地区の商工会議所・商工会 （中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会）																																																																												

資料 23 被災農林漁業関係者への融資等

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	一般：損失額×45%又は200万円のいずれか低い額 果樹：損失額×55%又は500万円のいずれか低い額 但し、激甚災害の場合は、 一般：損失額×60%又は250万円のいずれか低い額 果樹：損失額×80%又は600万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【(株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）】 令和4年12月現在

	資金名	貸付対象事業	利率 (年利)	償還 期限 (以内)	据置 期間 (以内)	貸付限度額
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	0.30～0.70%	15年	3年	一般：600万円 特認：年間経費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
	農林漁業施設資金	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	0.20～0.30%	15年	3年	負担する額の80%又は1施設当たり300万円（特認：1施設当たり600万円※）のいずれか低い額
農業	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧	0.70～0.85%	25年	10年	貸付けを受ける者の負担する額
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧、長期運転資金	0.30～0.70%	25年	10年	個人：3億円（特認6億円）、法人：10億円（特認20億円）を限度
	経営体育成強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得、長期運転資金	0.70%	25年	3年	事業費×0.8で、個人：1億5千万円、法人：5億円を限度
漁業	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場施設等の復旧	0.70～0.85%	20年	3年	事業費×0.8
	漁業経営改善支援資金	漁船の取得、漁具、漁獲物の処理加工施設等の整備、長期運転資金	0.70%、0.85%	15年	3年	①事業費×0.8 ②1隻当たり3,000万円～11億円
	漁業経営維持安定資金	漁業の経営再建等に充てるための費用	0.70%	10年（特認15年）	3年	①漁船漁業を主として営む者：4,000～40,000万円 ②養殖業を主として営む者4,000万円 ③定置漁業を主として営む者：4,000～8,000万円

※ 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用される。

【農業災害補償】

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

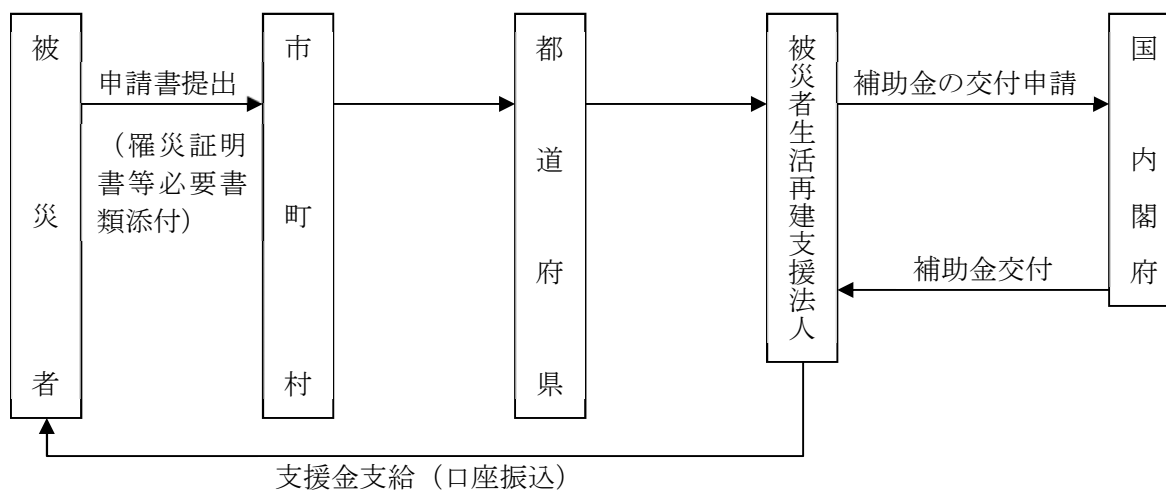
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

資料 24 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）				
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>				
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>				
支給金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額）				
	①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	<全壊等>				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）		
支給額	200万円	100万円	50万円		
<中規模半壊>					
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）		
支給額	100万円	50万円	25万円		
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給					

市町村	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【被災者生活再建支援金の支給手続】

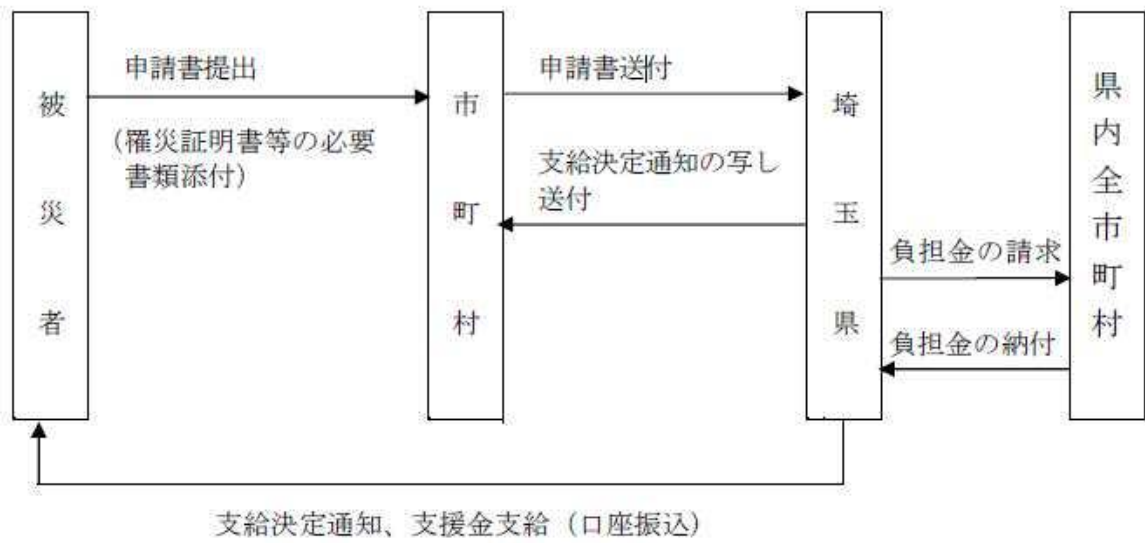


※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

資料 25 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。		
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>		
支給金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額)		
	①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）		
	住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	50万円
	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	100万円	50万円	25万円
<p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>			
市町村	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>		
県	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥申請期間の延長決定</p>		

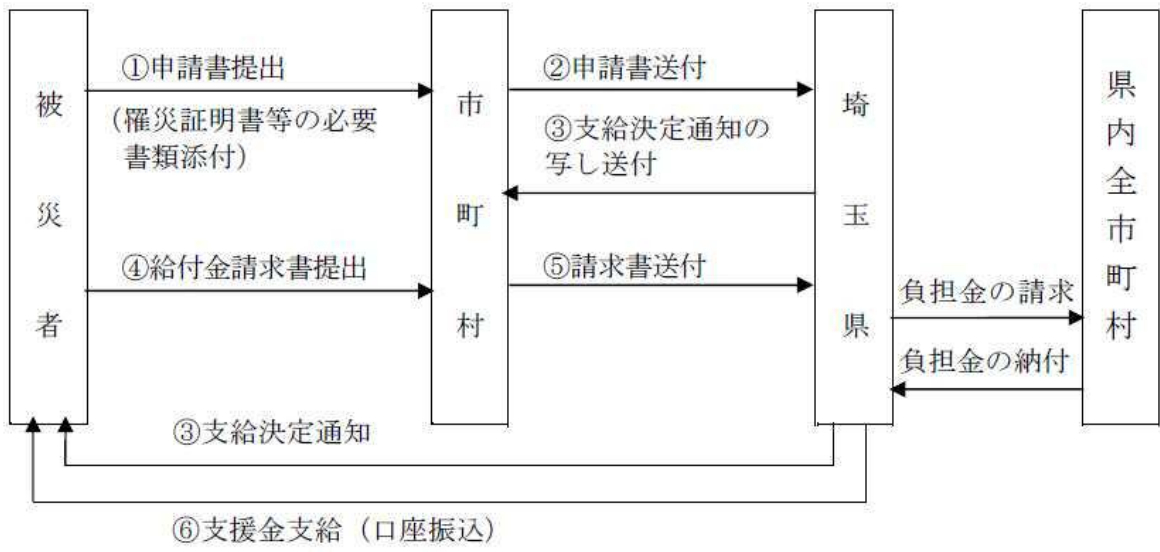
【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



資料 26 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
支援対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
支給金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④被災世帯主へ給付金の支給</p> <p>⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥申請期間の延長決定</p>

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



資料 27 O I L と防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
		β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料：埼玉県地域防災計画資料編

資料 28 災害情報伝達文（例）

地震発生直後

ただいま、大きな地震がありました。町民のみなさん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、揺れがおさまったら、火の後始末をしましょう。先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推測されます。

本町の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。今後も、テレビ、ラジオや町役場からの情報に注意して行動して下さい。

地震発生 10 分後

〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。落ち着いて行動して下さい。

皆さん、崩れ掛かった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。

被害の状況

これまでにわかった被害者の状況をお知らせします。亡くなった方〇〇人、行方の分からない方〇〇人、重傷者〇〇人、軽傷者〇〇人、全壊家屋〇〇棟、半壊家屋〇〇棟です。

現在、町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しはたっていません。ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

火災発生の状況

〇〇付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。

現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方面へ）燃え広がっています。〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難して下さい。

交通情報

現在、町内を運行している上里町コミュニティバスこむぎっちゃん号は、〇〇行きです。

現在、町内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため、車両の通行が禁止されています。町民のみなさん、現場の警察官の指示にしたがってください。

現在、高崎線はすべて運転を見合わせています。高崎線では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しはたっていません。今後の情報に注意してください。

気象情報の伝達

台風〇〇号の接近により、現在、大雨洪水警報が発令されています。今夜半にかけて、大雨となるおそれがありますので、町民のみなさんは十分に警戒してください。ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、〇〇地方で〇mmを超えており、今夜半まで降り続く見込みですので十分に警戒してください。

避難の準備の周知

現在、〇〇地区では〇〇のため、危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備してください。避難する際の荷物は、非常持出し品など最小限にとどめてください。

町民のみなさん、避難の用意をしてください。〇〇付近で火災が発生しています。飛火に注意してください。お年寄りや子どものみなさんは、安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

避難の指示誘導

お知らせします。〇〇周辺は〇〇のため、避難指示が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締まりをし、家族揃って、早く避難してください。

現在、〇〇付近で、水路から水が溢れ、一部では床下浸水になっています。大切な物は高い所に上げ、直ちに避難を開始してください。〇〇付近の消防団員は安全に誘導してください。また、近所の方は、互いに助け合って避難してください。

〇〇の方は、公園、〇〇小学校に避難してください。

ただいま、〇〇一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難してください。

救護対策の周知

負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。

避難収容場所の周知

避難場所のお知らせをいたします。被災者の避難場所は、〇〇と〇〇に設置されています。

感染症予防に関する注意

町民のみなさん、食中毒や感染症にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど、衛生面に十分に注意して下さい。また、熱が出たり、下痢等、身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当てを受けて下さい。

資料 29 用語の解説

■第1編 共通編

用語	解説	記載頁
溢水（いっすい）	河川等の水が堤防を越えてあふれ出ること。	P32 他
シェイクアウト訓練	2008年にアメリカで考案された地震災害のための新しい訓練方法で、一斉に参加者全員が机の下に隠れるなど身の安全を図る行動をとることにより、自宅や会社等の日頃の防災対策を確認するきっかけづくりとする訓練のこと。	P55
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、主にインターネット上で人間関係を構築するサービスの総称。Twitter、Facebook、LINE、Instagram、YouTube等がある。	P56 他
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。	P57 他
D I G	災害図上訓練（ディグ。Disaster Imagination Gameの略）。大きな地図をみんなで囲み、経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法の一つ。	P64
HUG	避難所運営訓練（ハグ。避難所(Hinanjyo)運営(Unei)ゲーム(Game)の略）。避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。	P64
マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。	P70 P85
緊急輸送道路	災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。	P70 他
道路啓開	道路上の障害物を除去、又は簡易な応急復旧作業を行い、避難・救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。	P71 他
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。	P73

用語	解説	記載頁
クラウド・バイ・デフォルト	情報システムを開発・整備する際に、クラウドサービスを第一候補にすること。	P75
災害時優先電話	災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTTで指定している電話で、電話回線毎に指定されている。災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話はかかりにくくなるが、災害時優先電話から発信された電話は、優先的に接続する。	P75 他
洪水予報河川	埼玉県では、気象庁と協議して、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定している。大雨により洪水が発生するおそれがある場合、気象庁と共同して「氾濫注意情報」や「氾濫警戒情報」等を発表する。	P81 他
リードタイム	災害の発生から被災を受けるまでに行う準備のための時間。	P82
水位周知河川	埼玉県では、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を指定している。指定された河川は、氾濫危険水位に達したときに、県が「氾濫危険情報」を発表する。	P84 他
災害時連携病院	災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院のこと。 災害時連携病院は、災害派遣医療チーム「埼玉地域DMAT」を保有し、災害現場での活動等速やかな医療救護活動を実施する。	P93 他
災害拠点病院	後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院で構成される）	P94 他
検案	監察医（医師）が死亡原因を調べること。	P97 他
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設。	P101
タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画。	P103

用語	解説	記載頁
ヘルプカード	<p>障害のある人など支援が必要な方が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の人へ「手助け」を求めるためのカードで、支援が必要な方が常時携帯して利用する。</p> 	P120 P235
災害用バンダナ	<p>発災時に支援を必要とする障害者が身につけることにより、周囲の支援が必要であることをわかりやすくし、支援が受けやすいよう目印とするもの。</p> 	P120
罹災証明書	<p>災害により、家屋の損壊等の被害を受けた場合に、罹災の事実及び損壊の程度等を証明するものとして交付される書類。損壊の程度によって、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊、一部損壊の6段階で判定します。</p>	P125 他
被災建築物応急危険度判定士	<p>地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う者のこと。その判定結果は、建築物の見やすい場所に調査済（緑）、要注意（黄）、危険（赤）で表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等に対する二次的災害を防止する。</p>	P125 他
被災宅地危険度判定士	<p>災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として実施する者のこと。その判定結果は、調査済宅地（青）、要注意宅地（黄）、危険宅地（赤）で被災建築物応急危険度判定と同様に表示、周知を図る。</p>	P125 他

用語	解説	記載頁
応急対策職員派遣制度	被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）と、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）を行うための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。 ※令和3年2月に「被災市区町村応援職員確保システム」から名称変更。	P135 他

■第2編 風水害対策編・第3編震災対策編

用語	解説	記載頁
ビジネスチャット	ビジネスに特化した、文字によってリアルタイムでのコミュニケーションができるツール。セキュリティが強化されている。	P165 他
LGBTQ	Lesbian（レズビアン＝女性同性愛者）、Gay（ゲイ＝男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル＝両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー＝心と体の性が異なる人）、Queer／Questioning（クィア又はクエスチョニング＝性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をつなげた略語で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。	P219
エコノミークラス症候群	窮屈な体勢でいることにより足に血栓ができ、それが肺の血管に詰まり、呼吸困難におちいる病気。車中泊避難は、エコノミークラス症候群の発症リスクが高まるといわれている。	P224
弾性ストッキング	普通のストッキングとは違い、足を圧迫するための特殊な編み方の医療用ストッキングのこと。下肢静脈の血流をよくする働きがあり、エコノミークラス症候群の予防に有効とされている。	P224
災害派遣福祉チーム（DWAT）	大規模災害の発生時において、要配慮者の二次被害を防止するため、避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等への人的支援を行う専門職チームのこと。	P234
覆屋	神社などで社殿等を保護する目的の建物。	P257
TEC-FORCE （国土交通省の緊急災害対策派遣隊）	大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために国土交通省に設置されたもの。	P273 他

用語	解説	記載頁
リエゾン（情報連絡員）	フランス語で「つなぐ、橋渡し」という意味。災害対策現地情報連絡員のことで、大規模な災害の際に、県や市町村へ情報収集、連絡要員として派遣される職員。	P273 P274 他

■第4編 その他災害対策編

用語	解説	記載頁
広域支援拠点	首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）。	P313